

制度の内容についてよくあるご質問

No.	質 問	回 答
1	対象となる地域は	双葉町内全域です。
2	対象となる設備は	定格出力の合計が 10kw 以上の設備です。 (建築物の屋根などの設置されるものなどは除きます)
3	営農型(農地に支柱を立てて設置する)太陽光発電設備も対象か	対象となります。
4	FIT/FIP認定を受けていない太陽光発電設備も対象か	対象となります。
5	事前協議とは何か	設置予定地の確認及び太陽光発電設備の設置に係る関連法令順守状況等(砂防法・農地法・森林法など)の確認させていただきます。
6	近隣住民等の範囲について	(1)事業区域に隣接する土地の所有者 (2)事業区域から 100m以内の範囲の建物の所有者及び居住者 (3)設備の設置により影響を受けるおそれのある農林業を営む者
7	太陽光発電設備の設置により影響を受けるおそれのある農林業を営む者とは	事業区域から 100m以内の範囲の農地の所有者及び耕作者やこれらの農地と同一農業水利を利用している農地の所有者及び耕作者等から対象範囲について、町農業振興課で確認してください。
8	説明会は誰が実施するのか	事業者(発電事業者及び設置事業者)が実施します。 説明会には事業者は必ず出席してください。

制度の内容についてよくあるご質問

No.	質 問	回 答
9	説明会では何を説明するのか	事業者名・住所・連絡先、事業計画の概要、 工期、事業の着手及び完了予定日（発電開始日・終了日） 太陽光発電設備の設置場所・面積・出力 事業内容・安全対策・環境対策・事業終了後の廃棄について など
10	説明会に係る費用について	事業者負担です。
11	近隣住民への周知方法について	事業者が、ポスティングや登記簿などから住所を確認し個別通知など行なってください。町から連絡先を教えることはありません。
12	説明会の周知方法について	事業者が、会社のホームページ、ポスティング、郵送などの方法で行なってください。 町から区長等（議事録署名人）へ連絡するため、近隣住民や行政区に周知する前に必ず建設課まで連絡してください。
13	説明会の参加人数について	様々な意見の集約するためにも、おおむね10名程度は参加できるよう最大限の調整をしてください。
14	説明会の開催回数について	住民からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数開催してください。

制度の内容についてよくあるご質問

No.	質問	回答
15	行政区への説明について	事前協議の際に設置予定地を確認後、対象となる行政区の範囲（大字や小字）を伝えますのでその範囲内の住民（居住者）に対しポスティング等で説明会を周知してください。 また、行政区長には町から説明会の開催等について連絡をしますので、必ず説明会の開催を周知する前にお伝えください。
16	近隣住民及び行政区への周知はいつごろまで行うのか（追加）	遅くとも説明会の開催日の2週間前には、対象となる住民が内容を確認できるように送付またはポスティングを行ってください。
17	説明会が終わったらすぐに設置の届出は提出可能か（追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会中に答えることが出来なかった質問や意見に回答 ・終了後も出席者等から一定期間（2週間程度）は質問を受付 ・出席できなかった住民から求めがあれば個別に説明などの対応 など説明会に参加できなかった方からの質問や、説明会後に追加の質問などの有無を確認後に届出を行ってください。
18	太陽光発電設備の設置に町は同意（許可）をするのか	太陽光発電設備の設置に係る他法令等の手続き（法令順守）状況及び説明会の報告書が適切なことを確認し受理します。 適切な書類等が確認できない場合は不受理となります。
19	事業者が提出する設置届書にはどのようなものを添付するのか	事業計画書、事業区域の位置図、設備の竣工図、事業区域の土地の図面及び起工証明書、現況写真、近隣住民等の範囲図、近隣住民等へ配布（送付）した資料、説明会開催報告書、説明会配布資料、説明会の議事録など

制度の内容についてよくあるご質問

No.	質 問	回 答
20	発電設備の適正な管理とは	災害の防止対策、景観や生活環境への配慮、敷地内への立ち入り禁止対策、苦情対応、除草・清掃等の実施、近隣農地の営農に支障が生じないような配慮、災害時の対応、異常発生時の町及び地域住民等への連絡の実施、設備破損時の復旧または撤去、土地の原状回復、国などの策定のガイドラインへの準拠など
21	設備の設置後も条例の対象となるのか	対象となります。 条例等の規定に基づき適切に維持管理してください。
22	条例違反に対する罰則はあるのか	条例上の義務違反の事実などがあったことを町のホームページで事業者名と住所などを公表します。
23	上記に記載されていない事項について質問したい場合はどうすればよいか（追加）	本業務に関するご質問は、回答の正確性を期すとともに質疑応答の記録を適正に管理するため、原則としてすべて電子メールでの受付・回答とさせていただきますので以下のメールアドレス宛に送信してください。 メールアドレス： kensetsu@town.futaba.fukushima.jp 回答については、頂いたメール宛に順次回答を返信します。 また、質問内容が他事業者にも共通する事項である場合、個人・法人を特定できない形で本ページへ追加掲載させていただきます。